

印西市公共施設等総合管理計画 (素案)

【説明資料】

< 目 次 >

第1章 計画策定の基本的事項	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	3
1 人口の現況及び将来の見通し	3
2 財政の現況及び将来の見通し	4
(1) . 歳入の推移及び将来の見通し	4
(2) . 歳出の推移及び将来の見通し	5
3 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し	6
(1) . 公共施設の状況	6
(2) . インフラ資産の状況	7
(3) . 公共施設等の将来の更新等費用の見通し	8
4 公共施設に関する市民意向（市民アンケート調査報告書より抜粋）	10
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	11
1 現状や課題に関する基本認識	11
(1) . 安全性の確保への対応	11
(2) . 市民ニーズの変化への対応	11
(3) . 厳しい財政状況への対応	11
2 公共施設等マネジメントの基本的な考え方	12
(1) . 将来のまちづくりを見据えた公共施設等マネジメント	12
(2) . 市民ニーズに対応した施設整備・サービスの維持	12
(3) . 既存の公共施設等の長期利用・長寿命化	12
(4) . 将来の更新等費用の抑制及び平準化	12
3 数値目標の検討	13
(1) . 公共施設	13
(2) . インフラ資産	14
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	15
(1) . 点検・診断等の実施方針	15
(2) . 維持管理・修繕・更新等の実施方針	15
(3) . 安全確保の実施方針	15
(4) . 耐震化及び長寿命化の実施方針	16
(5) . 統合や廃止の推進方針	16
(6) . 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	16

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	17
1 公共施設・インフラ資産	17
第5章 推進体制と進行管理	17
1 全庁的な取組体制の構築等	17
(1) . 全庁的な取組体制の構築.....	17
(2) . 情報管理及び共有の方策.....	18
(3) . フォローアップの実施方針.....	18

※文章及び、図表の数値は、端数処理をしているため合計値が一致しない場合があります。

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

全国の地方公共団体が所有する公共施設等^{※1}の多くは老朽化が進行しており、今後、同時期に更新等^{※2}を迎える見込みです。さらに、人口減少や少子高齢化の進行などにより、公共施設等に求められる役割や機能が変化しつつあり、あり方そのものの見直しも求められ始めています。

一方で、財政状況は年々厳しさを増しており、公共施設等の更新等に充当できる財源が減少傾向にあり、財政負担の軽減や平準化に取り組む事が共通の課題となっています。

このような背景を踏まえ、国は、全国の地方公共団体に対して公共施設等の全体の状況を把握するとともに、将来にわたる課題を客観的に整理し、長期的な視点を踏まえた総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を示す「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。

印西市（以下、「本市」という。）では、平成22年3月23日に1市2村が合併しましたが、合併前の3市村それぞれが整備してきた、様々な公共施設等を保有しています。

これらの公共施設等は、昭和59年3月の千葉ニュータウン中央駅圏への入居に伴って建設・整備したものが多く、更新等が必要となりつつあります。一方、将来的には、本市も人口減少や更なる少子高齢化を迎え、公共施設等の更新等に充当できる財源を確保することが難しくなり、このままでは、現存する公共施設等の全てを維持していくことが困難になると想定できます。

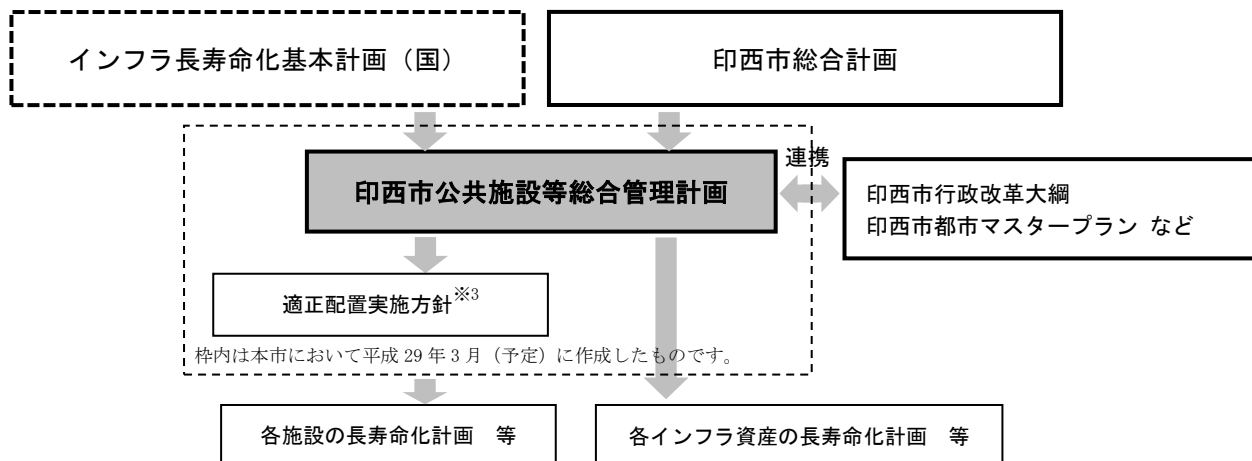
そこで本市は、これらの課題解決に取り組み、今後も市民ニーズに適切に対応した市民サービスを提供し続けるため、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に「印西市公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

※1 本計画では、公共施設及びインフラ資産の事を指し、以下、公共施設等といたします。

※2 本計画では、改修・建替え（インフラ資産の更新を含む）の事を指し、以下、更新等といたします。

2 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「印西市総合計画」に即し、国の「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえながら策定するものであり、今後の公共施設等の個別計画の指針となるものです。

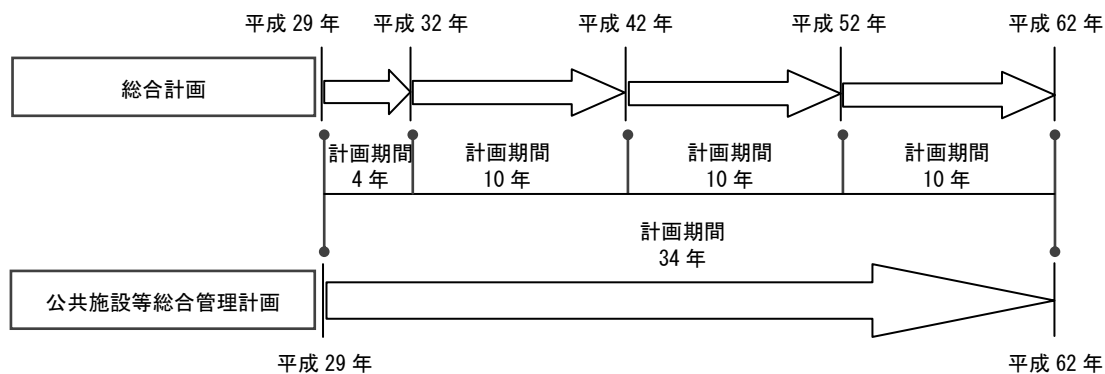


3 計画期間

本市では、昭和 59 年 3 月の千葉ニュータウン中央駅圏への入居に伴って建設・整備したものが多く、これらは今後 30 年の間に更新等の時期が集中すること、公共施設等の計画的な管理運営においては中長期的な視点が不可欠であること及び印西市総合計画と整合性を図るために下図のとおり周期を合わせ、計画期間を平成 29 年度から平成 62 年度までの 34 年間とします。

なお、今後の上位・関連計画の見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて適宜見直しを行うものとします。

計画期間 34 年（平成 29 年度から平成 62 年度まで）



※3 公共施設の適正化（配置・規模等）を目指し、今後の公共施設の方向性を示す方針です。

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 人口の現況及び将来の見通し

本市の人口は平成 27 年度時点でも増加を続けており、印西市まち・ひと・しごと創生総合戦略にて推計した人口ビジョンでは、平成 37 年ごろの約 10 万人をピークに、その後減少すると予測しています。

一方で、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少し、高齢者人口の割合は増加傾向にあります。

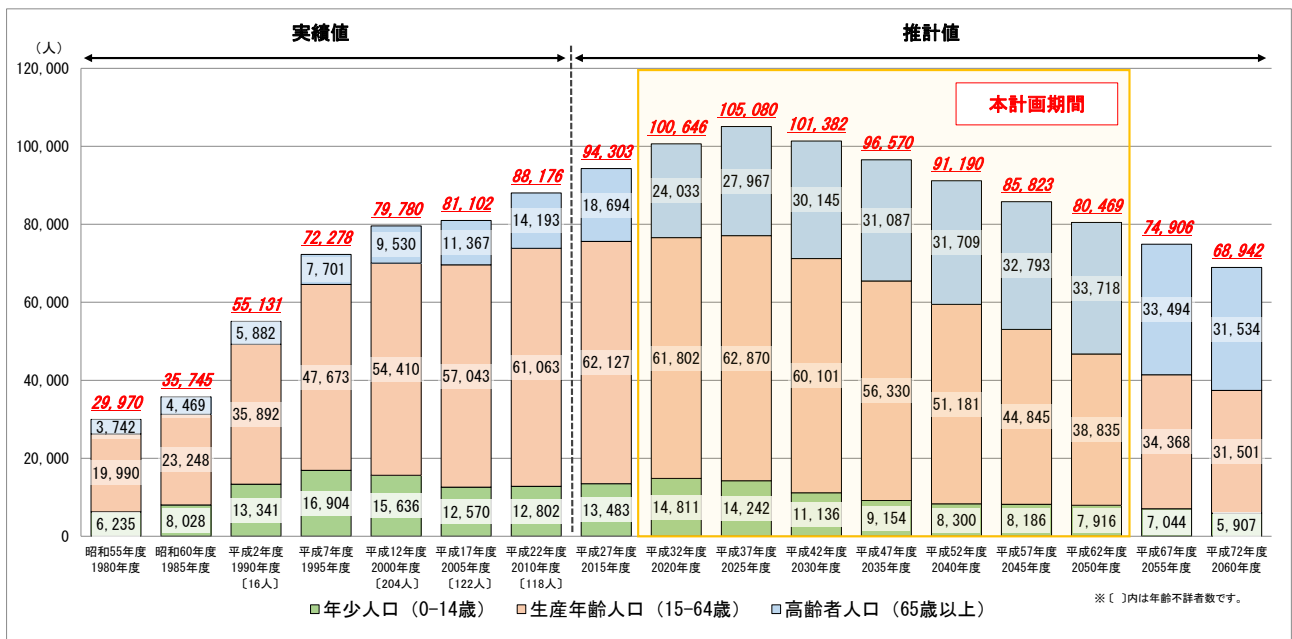


図 2-1 総人口及び年齢3階層別人口の推移と見通し

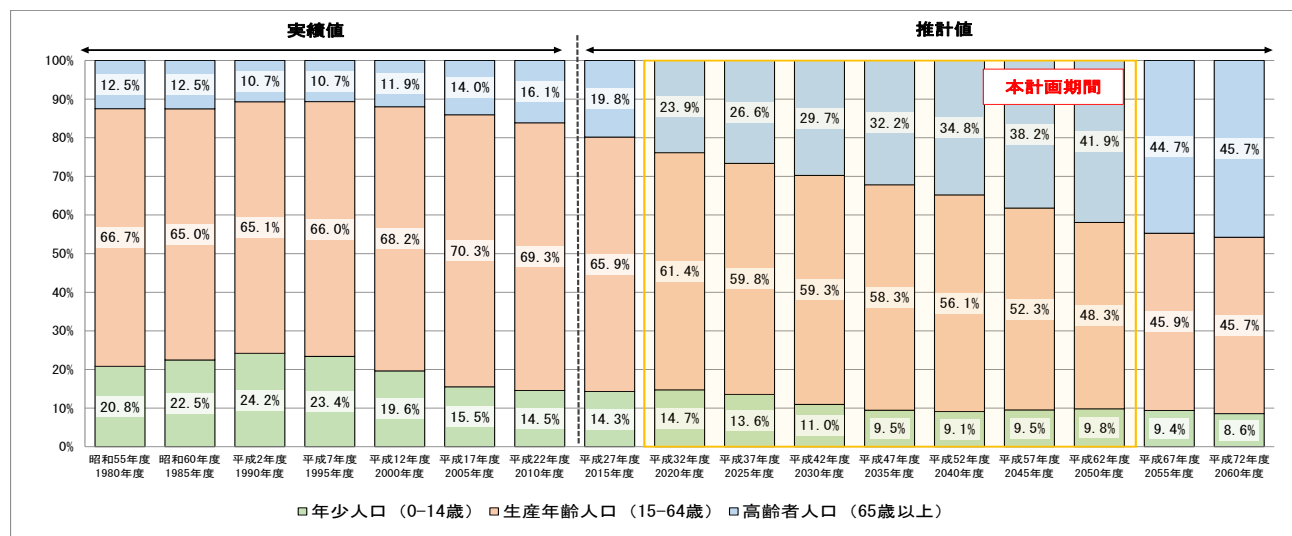


図 2-2 年齢3階層別人口割合の推移と見通し

出典：実績値は「国勢調査」、推計値は「印西市まち・ひと・しごと創生総合戦略内 人口ビジョン（パターン3）」
(平成 28 年 3 月)

2 財政の現況及び将来の見通し

(1) 歳入の推移及び将来の見通し

- 現在は、本市の市税収入は増加傾向です。
- ただし、高齢化の進行、生産年齢人口の減少などを踏まえると、大幅な伸びは期待できない状況です。
- 地方交付税については、合併特例法により確保されていた特例措置分が、平成 27 年度から段階的な縮減となり、平成 31 年度には終了し、大幅な減額となります。
- これらのことから、今後、現在の財源を確保し続けることが困難になると想定されます。

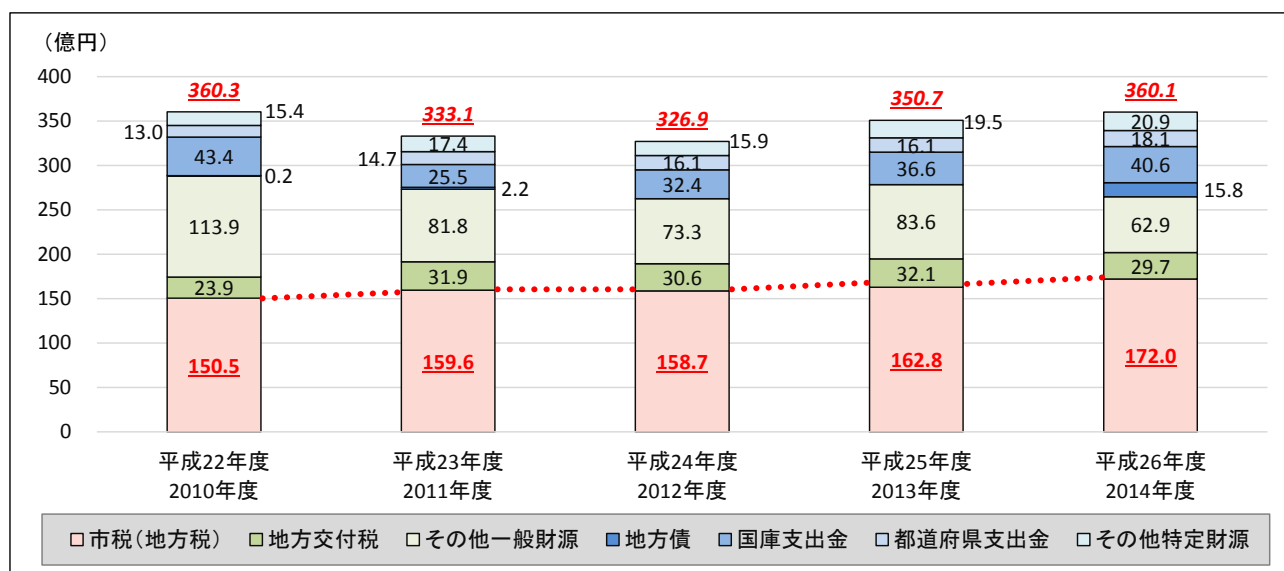


図 2-3 歳入の推移（一般会計）

出典：「平成 22 年～26 年度印西市決算カード」

(2) . 歳出の推移及び将来の見通し

○現在は、人件費、公債費は減少傾向にあるものの、扶助費は増加傾向です。

○扶助費については、今後も少子高齢化の進行などにより財政運営への影響が大きなものになると想定されます。

○これらのことから、安定した財源確保が難しくなる一方で、扶助費の義務的経費が増加傾向にあるという状況を踏まえると、将来の財政状況は厳しいものになる見込みです。

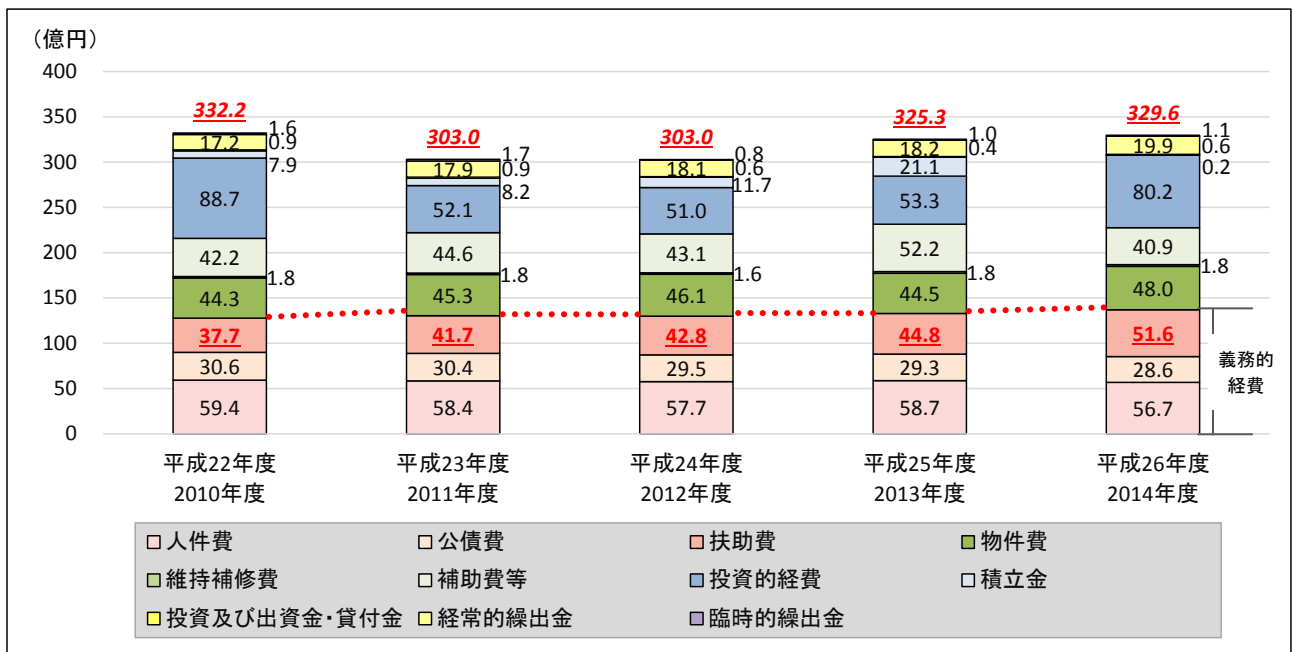


図 2-4 歳出の推移（一般会計）

出典：「平成 22 年～26 年度印西市決算カード」

3 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し

(1) 公共施設の状況

(保有状況)

本市の公共施設は 285 施設あり、総延床面積は約 34 万㎡です。また、昭和 58 年以降の施設量を延床面積に換算すると約 27 万㎡（約 80%）を占めており、本市の公共施設は比較的新しい物が多いと言えますが、近い将来、昭和 50 年代後半から平成 10 年代にかけて整備してきた公共施設が一斉に更新等の時期を迎えることとなります。

表 2-1 公共施設の施設数と延床面積

施設分類	施設数	延床面積(㎡)		
		構成比(%)	延床面積(㎡)	構成比(%)
市民文化系施設	43	15.1	27,544	8.1
社会教育系施設	8	2.8	6,634	2.0
スポーツ・レクリエーション系施設	10	3.5	12,726	3.8
学校教育系施設	36	12.6	224,982	66.4
子育て支援施設	41	14.4	14,326	4.2
保健・福祉施設	15	5.3	9,896	2.9
行政系施設	92	32.3	23,622	7.0
公園・緑地	25	8.8	768	0.2
供給処理施設	1	0.3	2,629	0.8
その他	14	4.9	15,649	4.6
合計	285	100.0	338,775	100.0

※平成 26 年度末時点（調査時）の数値です。

(整備状況)

昭和58年以降の施設量を延床面積に換算すると約27万㎡(約80%)を占めており、本市の公共施設は比較的新しい物が多いと言えますが、近い将来、昭和50年代後半から平成10年代にかけて整備してきた公共施設が一斉に更新等の時期を迎えることとなります。

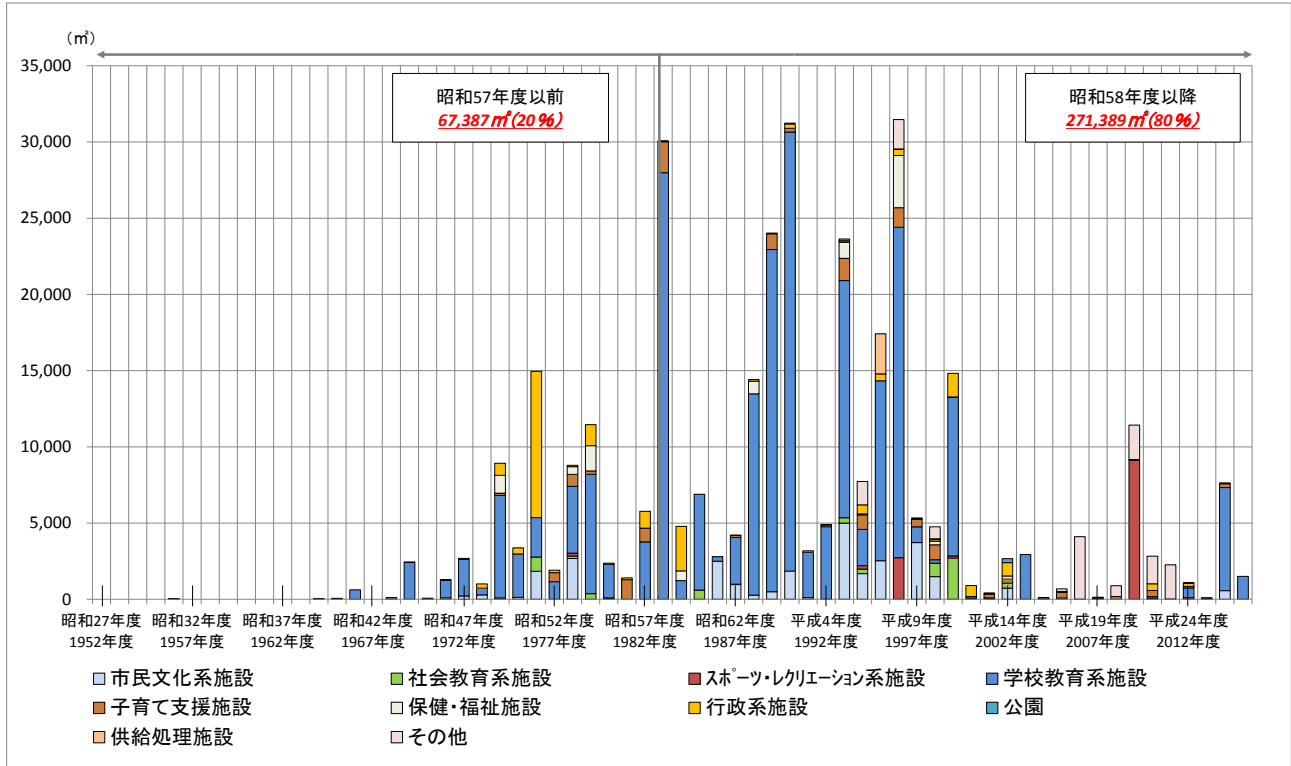


図 2-5 公共施設の建築年別延床面積

(2) . インフラ資産の状況

(保有状況)

本市が保有する主なインフラ資産は、下表のとおりです。

表 2-2 インフラ資産の保有状況

分類	種別	施設数等
道路	一級市道、二級市道等	1,118km
橋りょう	橋りょう	199本
		4km
上水道	管路	128km
	附帯施設	4施設
下水道	管路	432km
	附帯施設	4施設
公園・緑地	公園・緑地	149箇所

※平成26年度末時点(調査時)の数値です。

(3) . 公共施設等の将来の更新等費用の見通し

(充当可能見込み財源の検討)

財政計画と投資的経費の実績値より、今後充当可能と見込める財源は下表のとおりです。

表 2-3 充当可能見込み財源

	基準値※	構成比	充当可能見込み財源
公共施設	19.5 億円	67.8%	13.22 億円
インフラ資産 (道路・橋りょう)		32.2%	6.28 億円
インフラ資産 (上・下水道)	-	-	2.47 億円
公共施設+インフラ資産	-	-	21.97 億円

※本市は平成 22 年 3 月に合併したため、近年の投資的経費の実績額を基に今後も充当可能と見込める財源を算出すると、合併特例法による普通交付税の特例措置分（毎年度約 22 億円）の影響が大きくなってしまったため、本市の財政計画をもとに算出した投資的経費に充当可能な財源額を基準値として設定しました。

(公共施設等の見通し) ※公共施設+インフラ資産

- 「1年当たりの財源」の見込みは、約 22 億円です。
- 「1年当たりの更新等費用」は、約 56 億円です。
- そのため、今後 34 年間、毎年度平均約 34 億円程度不足する見込みです。

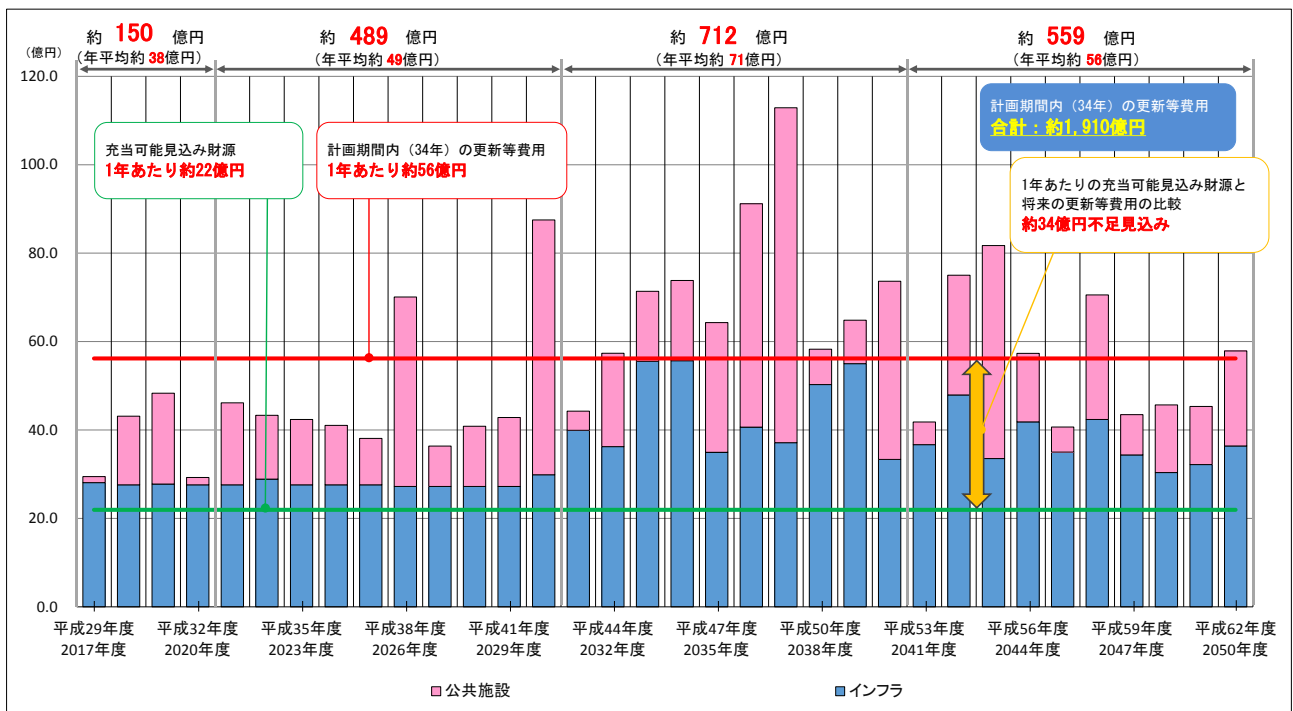


図 2-6 公共施設等の将来の更新等費用の推計

(公共施設の見通し)

- 「1年当たりの財源」の見込みは、約13億円です。
- 「1年当たりの更新等費用」は、約21億円です。
- そのため、今後34年間、毎年度平均約8億円程度不足する見込みです。

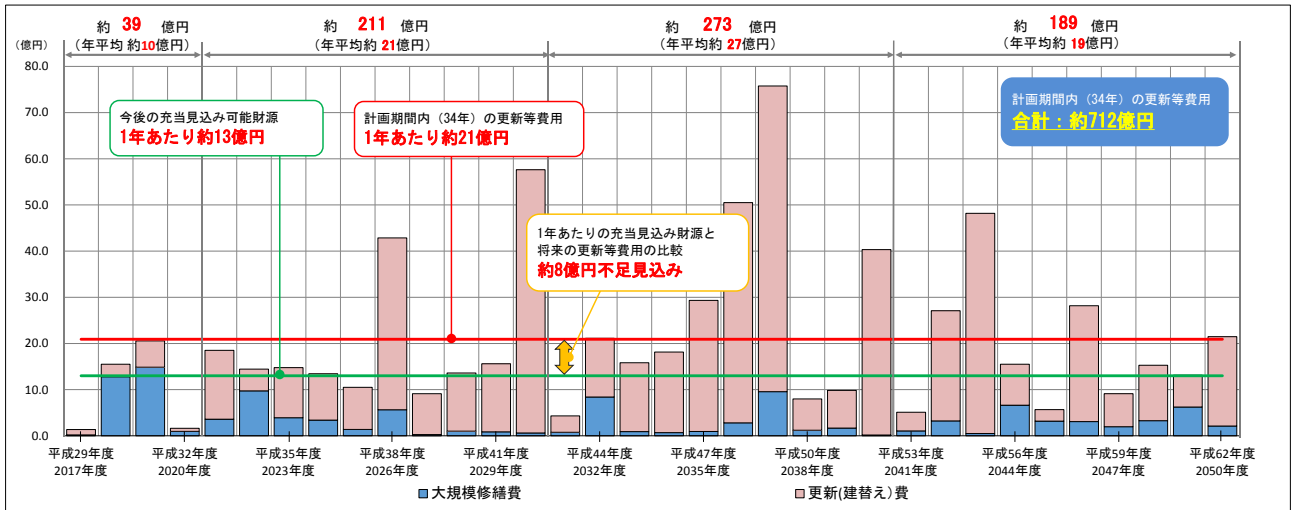


図 2-7 公共施設の将来の更新等費用の推計

(インフラ資産の見通し)

- 「1年当たりの財源」の見込みは、約9億円です。
- 「1年当たりの更新等費用」は、約35億円です。
- そのため、今後34年間、毎年度平均約26億円程度不足する見込みです。

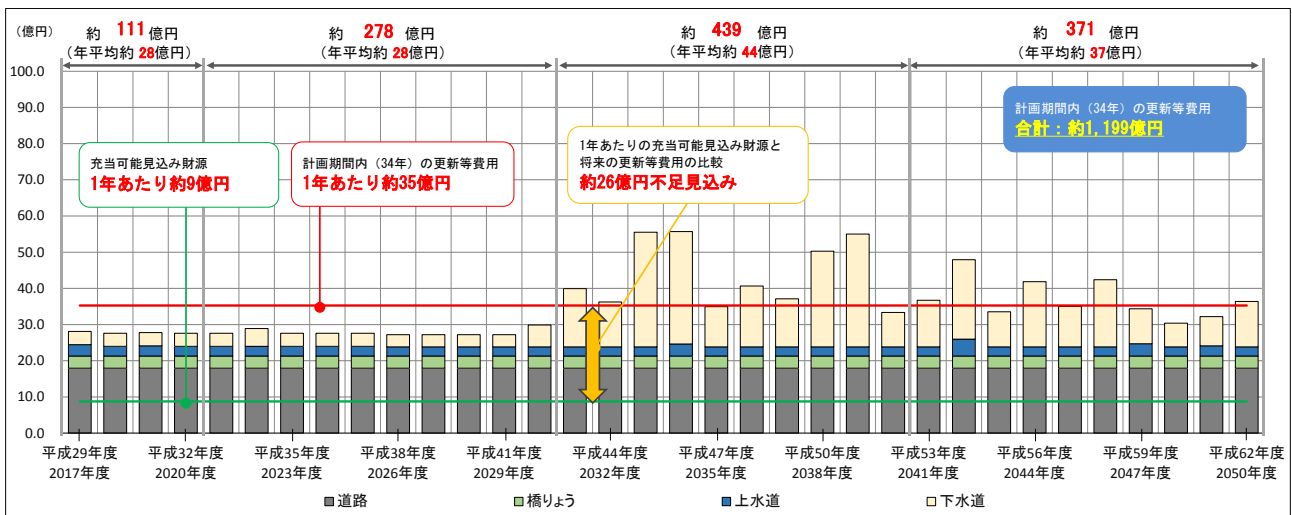


図 2-8 インフラ資産の将来の更新費用の推計

4 公共施設に関する市民意向（市民アンケート調査報告書より抜粋）

<アンケート実施概要>

○調査票配布数及び回収数：配布 3,000 票、回収 1,502 票（回収率 50.1%）

○対象：18 歳以上の市民 ○調査時期：平成 27 年 12 月

（公共施設の統廃合と交通手段への影響）

- 「公共施設の統廃合と交通手段への影響」については、「公共交通機関等が充実できれば利用できる（36%）」の回答割合が、最も高くなっています。次いで、「たまにしか利用しない施設なら支障ない（27%）」「駐車場が広げれば利用できる（23%）」が高くなっています。
- 自由意見において、「非常に困る」理由として、「自動車の運転ができない・いずれできなくなる事」や「公共交通機関が無い事」、「公共施設までの距離が遠い事」が挙げられていました。

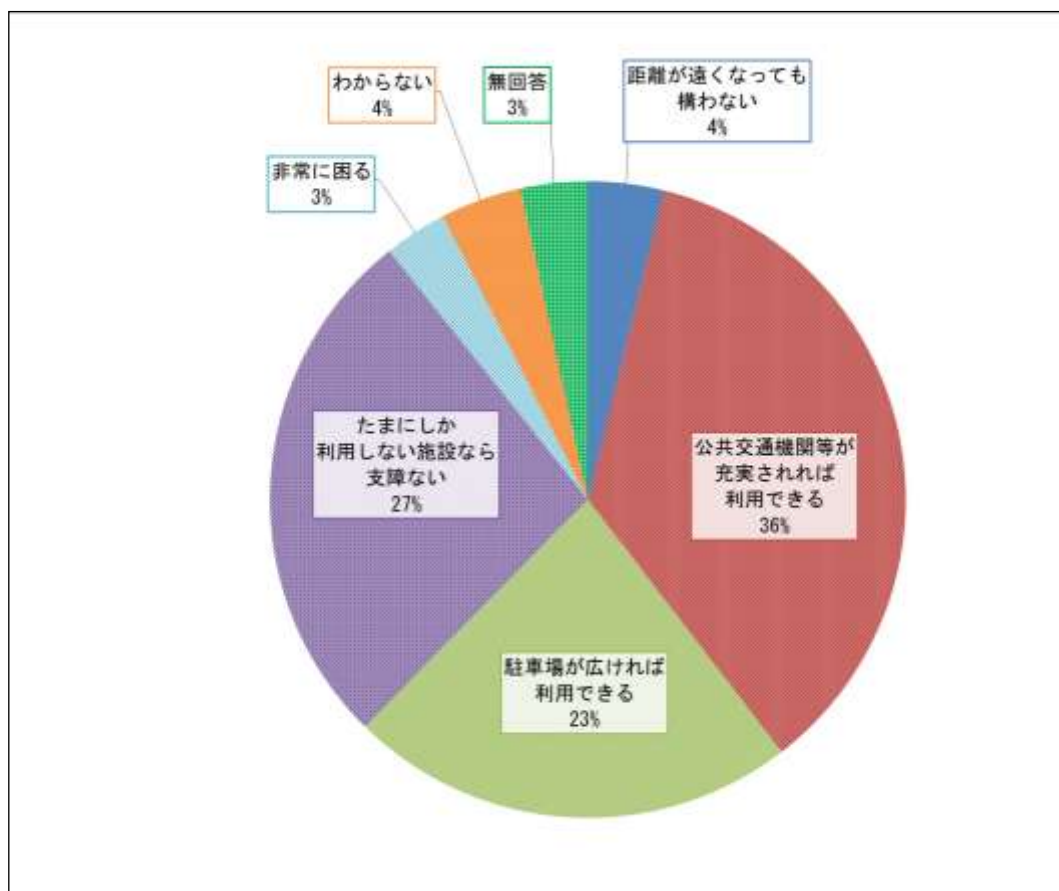


図 2-9 公共施設の統廃合と交通手段への影響

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

(1) . 安全性の確保への対応

市民が安心・安全に公共施設等を利用することができる環境を整えるとともに、災害時等の拠点施設としての機能確保の観点からも、公共施設等の計画的な更新等や耐震化等を継続的に取り組む必要があります。

(2) . 市民ニーズの変化への対応

将来的な人口減少や少子高齢化を見据え、適切な公共施設等の規模を検討する必要があります。人口構造の変化は市民のニーズにも影響を与えるため、施設の役割や市民サービスの内容等について、現在の水準を維持することは困難であることから見直す必要があります。

また、「印西市の公共施設に関する市民アンケート調査」では、施設の統廃合に際しては、公共交通機関の充実や駐車場の確保が求められていることから、対応を検討する必要があります。

(3) . 厳しい財政状況への対応

本市の財政状況は、将来的には人口減少等により、税収が減少する一方で、少子高齢化に伴い扶助費等の社会保障関係経費の増大が避けられないことから、公共施設等の更新等に充当できる財源の確保が困難になることが想定されます。

また、現在保有する全ての公共施設等を維持し続けていくことは困難であるため、公共施設等の更新等や維持管理・運営に要する費用の抑制や平準化、公共施設の廃止を行うことにより、将来的な財政負担の軽減を図る必要があります。

2 公共施設等マネジメントの基本的な考え方

基本認識を踏まえると、本市が保有している公共施設等を今後も維持し続けていくのは困難です。そのため本市では、自治体経営の視点から総合的かつ計画的に管理していく公共施設等マネジメントについての基本的な考え方を以下のとおり定めます。

(1) 将来のまちづくりを見据えた公共施設等マネジメント

「印西市総合計画（平成 24 年 3 月）」等を踏まえて、施設の再編整理や空きスペースの活用、民間技術を活用した施設の管理・運営等の公共施設等マネジメントに取り組みます。

(2) 市民ニーズに対応した施設整備・サービスの維持

現在の施設の利用状況及び将来の市民ニーズや社会情勢の変化も踏まえ、適切な施設の整備（新たに必要となる施設の整備や施設用途の変更など）や可能な範囲でのサービスの維持（施設のバリアフリー化、申請・届出手続きの電子化など）に努め、施設の必要性そのものの検討にも取り組みます。

(3) 既存の公共施設等の長期利用・長寿命化

予防保全型の維持管理に取り組み、既存施設の長期利用に取り組みます。また、中長期的な視点に立った公共施設等の長寿命化計画の策定を推進します。

(4) 将来の更新等費用の抑制及び平準化

厳しい財政状況の中、公共施設等の更新等を確実に行うために、施設保有量の適正化や長寿命型改修、民間活用の手法を含めた維持管理・運営の効率化等を図り、将来の更新等費用の抑制及び平準化に努めます。

3 数値目標の検討

公共施設等マネジメントの実現に向けて、今後の取組の進捗状況を評価する目安の一つとなる数値目標を設定します。

(1) 公共施設

将来の公共施設の更新等費用は、1年当たり約21億円がかかる見通しです。また、1年当たりの充当可能見込み財源は約13億円であるため、今後34年間、毎年度平均約8億円（約38%）不足する見込みです。

そのため、延床面積の縮減は「38%」（基準日は平成26年度末時点の延床面積338,775㎡）を目標とします。ただし、社会情勢の変化や更新等費用の削減状況などを踏まえ、必要に応じて適切に数値目標を見直します。

公共施設保有量（延床面積）を34年間で38%縮減

また、この数値目標のとおり縮減した場合、市民サービスに大きな影響を与えるため、公共施設保有量の縮減と併せてソフト面での取り組みを推進し、維持管理費の縮減や充当可能財源の確保などを行うことにより、縮減目標の圧縮を目指します。

なお、新規で施設を整備する場合は、施設の統廃合を行い、市全体の施設総量（総延床面積）が増加しないようにします。

<ソフト面の取り組みによる削減方法例>

- 跡地等の未利用地の売却
- 指定管理者制度の導入
- 維持管理に関する業務委託の一括発注
- PPP^{※4}・PFI^{※5}手法の活用
- 国庫補助、地方財政措置等の支援策の積極的な活用（充当可能財源の確保）
- 受益者負担の見直し（充当可能財源の確保）
- 広域連携の検討 等

※4 パブリック・プライベート・パートナーシップ（公民連携）。市民サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や市民サービスの向上を目指すものです。指定管理者制度も含まれます。

※5 プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化や市民サービス向上を図る公共事業の手法を指します。

(2) . インフラ資産

インフラ資産は、市民の生活を支えるライフラインであり、安全な暮らしを支える上で必要不可欠な施設です。

そのため、インフラ資産については目標値を設定せず、さまざまな手法により財政負担の軽減を図ることとします。

- 性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、事後保全から予防保全への転換などに取り組み、将来の更新等費用の抑制及び平準化を目指します。
- 開発行為で新規に築造される道路については、市が直接管理する必要性を判断し、新たな負担の増加を抑制します。
- 橋りょうについては、道路法等に基づいた定期点検を実施するとともに、効率的なメンテナンスサイクルの確立及び長期的な修繕コストの低減等を図ります。
- 未利用地については、売却を検討し、資産（土地）の減量化を進めます。
- 水道事業については、経営基盤強化のため、将来的に広域化を検討します。 等

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

(公共施設・インフラ資産)

- 法定点検・日常点検により、状況の把握をするとともに、その情報を記録することにより、適切なメンテナンスサイクルを構築します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

(公共施設)

- 「事後保全」から「予防保全」に転換します。
- 省エネルギー化や維持管理費の縮減に取り組みます。
- 施設の更新等の際には、適正な規模を検討し、未利用スペース等がある場合は、減築や用途変更を検討します。

(インフラ資産)

- 「事後保全」から「予防保全」に転換します。
- 修繕・更新等の際には、施工方法や使用材料等の検討を行い、将来の更新等費用の縮減を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

(公共施設)

- 利用者の安全を確保するため、危険性が認められた施設については、安全確保の対策を最優先に実施します。
- 施設の老朽化や利用状況、優先度を踏まえ、改修、建替え、廃止等を検討し、安全の確保に取り組みます。
- バリアフリー化などの施設の機能強化に積極的に取り組みます。

(インフラ資産)

- 適切な更新等を行い、安全の確保に取り組みます。

(4) . 耐震化及び長寿命化の実施方針

(公共施設)

- 特定建築物以外の建築物も含め、耐震性の強化等に取り組みます。
- 今後も保有していく施設については、長寿命化を進めます。

(インフラ資産)

- 耐震性の強化に取り組みます。
- 種別毎の特性を踏まえて、長寿命化を進めます。

(5) . 統合や廃止の推進方針

(公共施設)

- 老朽化し更新時期を迎える施設、市民ニーズの変化等により利用が見込めない施設等については、原則として統廃合を検討します。
- 新規で施設を整備する場合は、施設の統廃合を行い、市全体の施設総量（総延床面積）が増加しないようにします。
- 施設の統廃合を検討する際には、将来的な財政負担に留意しつつ、公共交通の充実や駐車場の確保等を検討します。
- 施設の廃止により生じる跡地は原則として売却するなどし、公共施設等への充当可能財源の確保に努めます。

(インフラ資産)

- 財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な整備を計画的に行います。

(6) . 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(職員の意識向上)

- 職員研修等により、庁内の意識共有に努めます。

(議会・市民等との情報共有)

- 広報紙等で経過を報告し、議会や市民等との情報共有に努めます。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 公共施設・インフラ資産

「第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」を踏まえ、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めます。なお、【説明資料】においては記載を省略しておりますので、詳細は「印西市公共施設等総合管理計画（素案）」の34ページ以降をご覧ください。

第5章 推進体制と進行管理

1 全庁的な取組体制の構築等

(1) 全庁的な取組体制の構築

専任部署が所管課ごとに保有する公共施設の情報を共有する中で一元管理し、市全体における「全体適正化」の視点で、全庁的な取組体制を構築します。

また、公共施設マネジメントの推進に当たっては、他部門との密接な連携のもと、事業優先順位等を検討します。

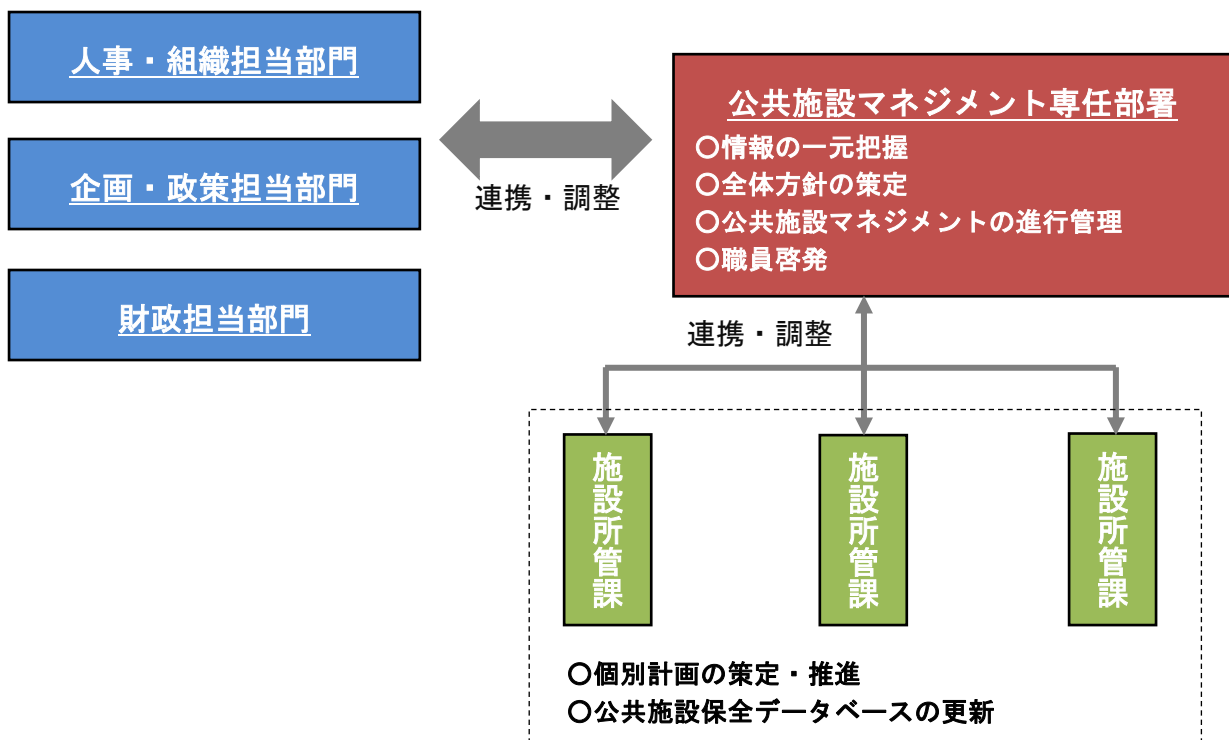


図 5-1 全庁的な取組体制の構築イメージ

(2) . 情報管理及び共有の方策

各施設の修繕・更新等の履歴の情報を専任部署に集約・更新することにより、庁内での情報共有を図ります。また、一元化されたデータから、3年に一度施設カルテ^{※6}を作成し、公共施設等マネジメントに活用するとともに、議会や市民等への情報提供を実施します。

(3) . フォローアップの実施方針

本計画を着実に進めていくため、PDCA サイクルを実施し、必要に応じて計画を見直します。

※6 各施設の情報をグラフ等を用いて見える化し、整理したものです。